

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和6年9月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2400043号

厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2400066号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①から⑧までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における、同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間②から⑧までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日の標準賞与額を、同表の第5欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間②から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における、同表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和41年生

住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成20年7月
② 平成20年12月
③ 平成22年12月
④ 平成24年7月
⑤ 平成24年12月
⑥ 平成25年7月
⑦ 平成25年12月
⑧ 平成28年12月

A社における請求期間①から⑧までに係る標準賞与額の記録がない。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑧までについて、A社から提出された賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び事業主の回答により、請求者は同社から当該期間において、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑧までの賞与支払年月日については、事業主の回答から、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑧までの賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑧までについて、賃金台帳及び事業主の回答により、請求者は当該期間にA社から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間②から⑧までに係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求者の請求期間②から⑧までにおける、別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第4欄に掲げる訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支払年月日	賞与額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準賞与額
①	平成20年7月25日	65万円	65万1,000円	65万円	—
②	平成20年12月25日	55万円	53万8,000円	53万8,000円	55万円
③	平成22年12月24日	20万円	18万7,000円	18万7,000円	20万円
④	平成24年7月25日	28万円	25万6,000円	25万6,000円	28万円
⑤	平成24年12月25日	30万円	26万9,000円	26万9,000円	30万円
⑥	平成25年7月25日	28万円	25万1,000円	25万1,000円	28万円
⑦	平成25年12月25日	28万円	24万6,000円	24万6,000円	28万円
⑧	平成28年12月22日	25万円	20万7,000円	20万7,000円	25万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400040号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400025号

第1 結論

昭和58年*月から昭和60年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年*月から昭和60年6月まで

私が20歳になった頃、父に、社会保険事務所(当時)から私宛に届いた国民年金に関する書類を見せられ、国民年金保険料を払わないといけない年齢になったと言われた。私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、両親が行っておく旨の話をされた記憶がある。両親が請求期間の国民年金保険料を定期的に納付してくれていたはずであるが、未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、両親が自身の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである旨主張しているが、請求者の両親は既に亡くなっており、証言を得られない上、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与していないことから、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者のオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号における国民年金被保険者資格期間(昭和58年*月*日から昭和60年7月1日まで)の入力処理は遡って平成12年2月23日に行われており、当該入力処理が行われるまでは、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出されたことを確認することができない上、請求者が当該期間当時居住していたとするA市(現在は、B市C区)を管轄するD社会保険事務所が払い出した、国民年金番号及び被保険者氏名を記録した「国民年金手帳記号番号払出簿」

により、目視確認を行ったが、請求者の氏名を確認することができない。

加えて、B市は、請求期間当時の国民年金被保険者に係る資料は保管していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付については確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。